

編集規程

(昭和24年2月制定)	(平成7年4月17日改正)
(昭和52年9月26日改正)	(平成8年1月22日改正)
(昭和56年3月23日改正)	(平成12年4月24日改正)
(昭和58年10月24日改正)	(平成15年5月27日改正)
(昭和60年4月22日改正)	(平成18年4月17日改正)
(昭和62年3月23日改正)	(平成19年7月23日改正)
(昭和63年4月21日改正)	(平成22年7月20日改正)
(平成元年7月24日改正)	(平成24年10月18日改正)
(平成2年4月19日改正)	(平成26年5月22日改正)
(平成3年10月21日改正)	(平成27年4月20日改正)
(平成6年4月21日改正)	

第1章 総則

- 第1条 本会定款第4条イ号による電子情報通信学会誌（以下会誌と称す）及び論文誌の編集については、この規程による。
- 第2条 会誌は毎月1回発行する。論文誌は毎月1回発行を原則とするが、必要に応じ発行回数を増減できるものとする。
- 第3条 各ソサイエティは編集会議等を設け、編集・発行に関わる収支管理、及び宣伝・拡販・改善を行う。
2. 前項に規定されたソサイエティに関する事項は、複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められている場合には、当該ソサイエティ共同運営として実施できるものとする。

第2章 編集連絡会

- 第4条 論文誌等の編集に係わる各ソサイエティ間の共通事項の連絡及び協議を行うため、編集連絡会を置く。
- 第5条 編集連絡会は、次の業務を行う。
- (1) 論文誌等の編集状況の情報交換
 - (2) 論文誌等の編集・発行に関する各ソサイエティ間の共通事項の協議
 - (3) 編集規程、手続き類、編集・発行関係予算、編集上の問題点等の協議
 - (4) その他、編集に関する必要な事項
- 第6条 編集連絡会は、本会規則第18条による編集長及び編集理事、各ソサイエティの編集長（またはそれに相当する立場のもの）及び各論文誌編集委員長、並びに各ソサイエティが推薦するものをもって構成し、編集長が主宰する。
2. 編集連絡会は、必要に応じ開催する。

第3章 会誌編集委員会

- 第7条 会誌の編集を行うため、会誌編集委員会をおき、次の業務を行う。
- (1) 会誌編集の年度計画の立案と会誌編集の実務
 - (2) 会誌に掲載される記事と各ソサイエティが編集出版する記事の調和をとる。
 - (3) その他、会誌編集に関する必要業務
2. 会誌編集委員会は、編集長、編集理事、規則第20条第3項による編集特別幹事及び会誌編集委員をもって構成され、編集長が主宰する。なお、会誌編集委員会は、特集、小特集、特別小特集（支部担当を除く）の編集などで必要に応じて臨時会誌編集委員を置くことができる。また、会誌編集委員会は、編集上の特定の業務を処理するため特別編集委員会（ニュース委員会、支部担当の特別小特集編集委員会、その他）、財政に重要な役割を果たす会誌広告に関する事項を審議するため、広告小委員会を設置することができる。

3. 会誌編集委員会における分野別審議には、分野別に主査1名、副主査若干名をおき、編集特別幹事が主査を務める。副主査のうち1名は各ソサイエティ推薦の委員が務め、特に会誌編集委員会とソサイエティ編集会議との連絡調整の任に当たる。
4. 会誌編集委員は、退任委員または支部長またはソサイエティ会長の推薦を考慮し、編集長・編集理事が選定し、会長が委嘱する。また、委員の一部を公募することができる。
5. 会誌編集委員会の運営は、別に定める会誌編集委員会規程により行うものとする。

第8条 編集特別幹事、会誌編集委員は定時社員総会日において就任する。

2. 編集特別幹事の任期は、2か年として再任はできない。
3. 会誌編集委員の任期は、1か年とし、2期引続いて在任することを原則とする。ただし、編集長が必要と認めた場合は3期引続いて在任することができる。
4. 特別編集委員会委員の任期は、1か年とし重任を妨げない。

第4章 論文誌編集委員会

第9条 各ソサイエティにそれぞれの論文誌編集委員会を置く。

第10条 各論文誌編集委員会の構成員については、定時社員総会日において就任する。

2. 前項の任期は各ソサイエティ編集規程による。

第11条 査読委員のデータベースは本部で管理し、全ソサイエティが共通にアクセスできる。

なお、査読委員の新規追加及び削除は各ソサイエティの申し出による。

2. 査読委員の任期は、2か年とし、重任を妨げない。

第12条 本章で規定しない編集に関わる諸規程は、各ソサイエティの論文誌編集委員会の諸規程による。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則 (平成19年7月23日改正)

この規程は、平成19年7月23日から実施する。

附則 (平成22年7月20日改正)

この規程の改正は、平成22年7月20日から適用する。

附則 (平成24年10月18日改正)

この規程の改正は、平成24年10月18日から適用する。

附則 (平成26年5月22日改正)

この規程の改正は、平成26年5月22日から適用する。

附則 (平成27年4月20日改正)

この規程の改正は、平成27年4月20日から適用する。